

■東温市地域福祉計画「中間評価」シート

(東温市地域福祉活動計画「中間評価」： 社会福祉協議会)

(※) 評価基準について
 ○継続：達成に向けて事業を推進し、十分な成果があり、市の必要な事業として判断されたもの。
 ○充実：達成に向けて事業を推進し、成果があったが、今後業務や体制の見直しが必要なもの。
 ○改善：事業を推進したが成果が不十分で、改善が必要であると判断されたもの。
 ○縮小：一定の取り組みを行ったが、効果・必要性が低く、次年度以降事業を縮小するもの。
 ○未実施：必要性が低く、事業を未実施で、次年度以降も実施の見込みが低いもの。
 ○終了：次年度以降事業を終了するもの。

基本目標1 地域を支える人づくり

(1) 福祉意識の醸成	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①福祉教育の充実	(ア)小・中学校の「総合的な学習の時間」などを活用し、地域福祉関係者や活動団体による講演会等を通じ、福祉教育の取り組みを推進します。	学校教育課	特色ある学校づくり事業	障がいをもつ方と交流会を開き、楽しくお話を聞いたりする中で、障がいがある人の生活や思いを感じて、共に暮らしやすいまちづくりを考える学校の取り組みに対して、補助を行います。	令和2年度は当初の計画通り、障がいのある方を学校へお招きし、車いすや点字の体験活動を実施することができました。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、活動の内容を考慮する必要があると考えます。	継続	今後は新型コロナウイルス感染症対策を講じて、その時の状況に応じた柔軟な対応をしていきます。
		保育幼稚園課	高齢者、介護、障がい者等の福祉施設との交流事業	幼稚園、保育所では、市内福祉施設との交流事業を通し、福祉教育を推進します。	世代間交流を図るため、園児が高齢者施設等を訪問し、歌や手遊びを通じた触れ合いの機会を作っています。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、実施を見合わせています。	継続	感染症対策の徹底を図り、状況を見ながらの実施となりますが、幼児期における福祉教育の一環として継続的に取り組みたいと思います。
		社会福祉協議会(地域)	福祉の仕事一日体験(小・中・高校生希望者)	市内小学校5年生から高校3年生までを対象に、夏休みを利用して福祉の現場を1日体験します。	令和元年度は312名の児童が20団体で体験しました。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。	継続	今後施設の受入れ体制が変更する可能性があるため、実施方法を見直し、イベントなど形を変えて開催できるよう検討していきます。
	(イ)豊かな自然や伝統行事を生かしたふるさと教育を推進し、地域を知り地域愛を育む取り組みを推進します。	学校教育課	特色ある学校づくり事業	地域住民の指導を受けながら、田植えやもちつきを体験し、同時においしい米を作るための大切な要素である水環境について調査することによって、地域住民との交流を深めつつ、自分たちが住む地域環境の良さに触れる学校の取り組みに対して、補助を行います。	令和2年度は、地域の農家の方に依頼をし稲作に取り組みました。稲作についての学習を通し、地域の人と交流したり、自然に触れたりする中で、自然の良さを感じることができました。	継続	学校の意見も踏まえて、今後も引き続き実施できればよいと考えます。
		生涯学習課	れきみん講座・郷土史講座	れきみん講座は、昔の生活や技術等を体験し、それによって、郷土の歴史や先人の知恵を学ぶことを目的として開催しています。また、郷土史講座は、専門家や郷土史家の方に講演していただき、深く郷土を知るため、歴史・文化等について学習することを目的として開催しています。	れきみん講座は市内の小中学生や保護者を対象に、勾玉づくり(年2回)、蚊取り線香づくり(年2回)そして、稲わら細工(年1回)、麦わら細工(年1回)の細工体験を行っていますが、令和2年度は4講座が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。また、郷土史講座は、より郷土を知り、学ぶ機会となるよう年6回の講座を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は3講座が中止となりました。令和3年度もコロナ禍であり人数制限などを行いながら実施しています。	継続	今後、新型コロナウイルス感染症が収束した場合は、講座の人数制限の撤廃や開催回数を増やし、参加者の増加につながればと考えています。
		保育幼稚園課	地域行事や慣習等に関する様々な遊び、行事、イベントの開催	幼稚園、保育所、児童館等子育て関連施設においては、地域行事や季節行事、イベント等を開催し、ふるさと教育を推進します。	七夕、餅つき、節分、雑祭りなど、各施設において季節行事等を開催し、昔ながらの慣習に触れながら、身近なところから子どものふるさと教育の推進に取り組みました。	継続	行事やイベントを通じて、地域との交流もさらに深めていきます。
		社会福祉協議会(地域)	青少年福祉助成金事業	市内の幼稚園、保育所、小・中学校を対象に、ボランティア活動費・世代間交流活動費を助成し、活動を支援します。	コロナ禍ではありますが、各学校が形を変えながらも交流活動を実施しており、活動を支援しました。	継続	青少年の健全な育成のため、今後も必要な活動なので、事業を続けていきます。

(1) 福祉意識の醸成	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
②福祉学習の機会創出	生涯学習講座を通じた福祉体験・福祉学習の機会を創出します。	生涯学習課	東温カレッジ	市内在住者で概ね50歳以上を対象に、現代の社会において必要な知識や技術等を学習する機会を提供します。実施期間5月～2月の間で、年9回開催の内、2回は「いきいき健康講座」「人権講座」を取り入れています。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人気の県外研修を見送った他、「いきいき健康講座」「人権講座」の受講人数制限等の影響により、受講生が大幅に減少しています。令和2年度の受講生は108名でしたが、令和3年度は79名でした。また、講座実施回数は例年は年9回のところ、令和3年度は年5回としています。	継続	コロナ禍でも、多くの方が受講したくなるよう講座内容を検討したいと思います。
		社会福祉協議会(地域)	福祉教育事業	市内小・中学校へ職員を派遣し福祉教育又はそのコーディネートを行います。	要請があった小中学校に対して、車いす体験や高齢者疑似体験、障がい者の疑似体験等を実施しました。実施する際に事前に学校と連携し、福祉教育の目的を共有し、児童生徒に適切な体験を実施しました。年間5校程度の訪問を継続中です。	継続	今後も小中学校からの要望に対応できるよう学習内容の見直し等を行っていきます。
③人権教育の推進・啓発	学校教育や福祉学習を通じて、市民の人権尊重・人権擁護の意識を高めるとともに、理念の普及と理解の促進に取り組めます。	社会福祉課	人権の花運動(人権擁護委員と連携)	心身がともに健全に育成されるべき幼児及び青少年期に、子どもが相互に協力し合いながら花等植物を栽培することによって、子どもの情操をより豊かにし、子どもに命の大切さや相手への思いやりというような基本的な人権の尊重の精神を身につけてもらいます。	人権擁護委員と連携し、毎年1校で事業を実施しています。	継続	引き続き事業を実施し、子どもへの人権啓発に努めます。
		学校教育課	特色ある学校づくり事業	様々な人権問題の中からテーマを選定し、調査研究・発表を行うなど、人権教育に関する学校の取り組みに対して、補助を行います。	令和2年度は学校へ講師をお招きし、人権講座や国際理解講座を実施することができました。また、国際理解の一環としてALTの母国料理を作る活動もありましたが、今後は新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、内容を見直す必要があると考えます。	継続	今後も引き続き感染対策を講じて、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮した内容で実施できればよいと考えます。
		生涯学習課	人権講座・人権ゼミナール・人権を語る集い	身近な人権問題や部差差別問題について考え、人権意識の高揚につながる多様で魅力あるものを計画し、開催しています。	市民を対象とした「人権ゼミナール」を2回、教職員を対象とした「人権講座」、全ての市民が参加する「人権を語る集い」を各1回の4回実施しています。	継続	新型コロナウイルス感染症対策のため、様々な制限がある中での実施となりますが、人数制限等の感染対策を行った上で参加者の確保を図りたいと思います。
		保育幼稚園課	人権教育に主眼をおいた保育実践	幼稚園、保育所では、日々の保育業務のなかで、人権教育に主眼をおいた保育を実践します。	毎月、年齢に応じたテーマを設定し、絵本を使うなど子どもに分かりやすい人権教育となるよう配慮しながら実施しました。	継続	成果が目に見えて、すぐに表れるものではないため、子どもが興味をもって継続した取り組みができるよう工夫していきます。
		社会福祉協議会(包括)	認知症サポーター養成講座	地域や学校、事業所に出向いて認知症に関する知識や接し方について普及啓発を行います。	地域の住民グループや市内教育機関を中心に認知症サポーター養成講座を開催し、令和元年度は569名受講しました。令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止により講座の中止や減少があり、受講者は93名となっています。	継続	今後は年間10回の講座開催と受講者300名を目標として、講座のリモート開催も含め、感染対策を徹底したうえで市内教育機関や市内企業へ受講の働きかけを行っていきます。

(2) 人材の育成と活用	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
【重点的な取組】 ①人材発掘・人材育成の充実	(ア)人材発掘、育成のための学習や講座を開催します。	社会福祉協議会(地域)	介護職員初任者研修事業	市内の介護事業所等の協力を得て、介護に必要な知識・技術を有する介護職員を養成します。	令和元年度は受講希望者が最低定員数以下のため中止しました。令和2年度、令和3年度ともに新型コロナウイルス感染症拡大により中止しました。	改善	年々受講希望者が減少しているため、広報活動に力を入れ周知するよう努めます。
		社会福祉協議会(包括)	訪問サービスA型従事者養成研修事業(市長寿介護課受託事業)	市内の介護事業所等の協力を得て、介護に必要な知識・技術を有する要支援認定者対応の介護職員を養成します。	令和元年度6名、令和2年度9名が受講しました。令和2年度は介護に関する入門的(基礎編)も同時開催しました。受講終了後は従事者として従事を検討、希望する人がいても事業所が訪問型サービスAの利用者がいないことで仕事として成立しないため受講者が少ないことが課題となっています。	継続	今後受講者7名以上を目標に市内の介護事業所の協力を得ながら情報提供をし、受講者の就労先を検討していきます。
	(イ)Jrリーダー育成講座やエコ・キッズの養成など子どものうちから次代の地域リーダーを目指す学びの機会を設けます。	生涯学習課	Jr.リーダー育成講座・わんぱく広場・放課後わくわく教室	様々な体験活動をとおして、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育み、地域社会全体の教育力の向上を図ることを目的として実施しています。	体験学習を通して、子どもたちに、各学校や年代の枠を超えた交流や普段の生活の中では体験できない、貴重な経験をさせる機会の提供を行っています。今後は、わんぱく広場及び放課後わくわく教室の参加者がJr.リーダー育成講座の参加へとつながるような魅力ある体験の場の提供ができるよう努めていきます。	継続	地域全体で子どもたちの成長を支え、地域創生の実現を目指す活動を推進するため、幅広い分野の方々の参加を得ながら、活動地域の拡大を図っていきます。
		環境保全課	とうおん子ども科学&環境会議、とことこクラブ	①とうおん子ども科学&環境会議 エコキッズたちの科学の芽を育み、環境のことを考え行動していく力を身につけてもらうことを目的に、毎年小学5年生(約300名)を対象に開催しています。各分科会(科学実験、エネルギー、食育、生物多様性、交通、気象など)のテーマに沿った学習を行います。 ②とことこクラブ(乳幼児から始める環境教育) 子育て支援プログラムの一環として、就園前のお子さんとその保護者を対象に、小さな子どものおさんぽ会「とことこクラブ」を開催しています。市民が地域の自然環境への愛着を深め、自然環境保全への意識を高めることを目的としており、運営は「NPO法人自然環境教育えことのは」が行います。	①とうおん子ども科学&環境会議 令和2年度は開催形式を各学校に講師を派遣する形式に変更し、延べ14講座を実施しました。今後も、学校側の負担軽減を図りつつ、子どもたちの環境学習の機会の確保に努めます。 ②とことこクラブ(乳幼児から始める環境教育) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、人数制限、事前申し込み制を採用しました。開催内容を屋外に限定の上、4回開催し、延べ26名の参加がありました。今後も引き続き感染対策を講じての内容で開催する必要があります。	継続	①とうおん子ども科学&環境会議 令和3年度から名称を「とうおんe-program」とし、学校側の意向も踏まえつつ、各学校で実施する形式で開催していきます。 ②とことこクラブ(乳幼児から始める環境教育) 人数制限等の措置について、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、対応をしていきます。
保育幼稚園課	児童館運営事業	いわがらこども館、さくらこども館、よしいのこども館では、子どもたちに遊びや活動の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響で一時期閉館となりましたが、人数制限などの感染症対策を講じながら遊びの提供を行いました。	継続	今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、遊びや活動の場所を提供していきます。		
②民生委員児童委員への支援	民生委員児童委員が地域の身近な相談役として円滑に活動できるよう各種研修会や講習会を充実します。	社会福祉課	民生委員事業	県・県社協が主催する研修への積極的な参加勧奨や活動に対する実費弁償費の支給等を行います。	民生児童委員の活動に対する実費弁償費については、令和3年度から県補助金の上昇に合わせて、県からの補助金と同額以上を上乗せし、活動支援を推進しています。	継続	引き続き実費弁償を継続していきます。
		社会福祉協議会	民生児童委員への支援	個別相談対応、福祉の動向、制度改正、先進地域の活動紹介等を行います。	民生委員・児童委員から担当地域の要支援者の情報を得て相談対応を行っています。民生委員・児童委員協議会等で制度改正等の情報を提供するとともに、介護支援専門員等専門職と民生委員・児童委員の関係づくりを行っています。 個人情報保護のため、タイムリーに個人情報を民生委員・児童委員に提供できないことがあります。	継続	毎月1回定例会にて介護情報等の情報提供を行いながら、これまでどおり民生委員・児童委員からの相談に対応していきます。民生・児童委員が負担感を高められないような対応を行います。

(2) 人材の育成と活用	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
③ボランティア人材の育成	各種ボランティア研修の充実や、手話、ガイドヘルパー、要約筆記などのボランティアの育成に努めます。	環境保全課	美しいまちづくりサポーター制度（住民参画型）	ある一定区域の緑化・美化・清掃活動等を行う団体の活動を支援します。	登録団体が実施する清掃活動に必要な物品などの支援を行っています。なお、登録団体数は令和2年度末で14団体となっています。	継続	制度の周知により、参加団体数を増やすとともに、継続した支援を行っていきます。
		保育幼稚園課	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援をしたい人と受けたい人を組織化して相互援助活動を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少した時期もありましたが、ニーズは高く例年に近い活動件数となりました。利用者の増加や、協力会員の高齢化などから、今後、協力会員が不足することが考えられます。	充実	協力会員確保に向けて積極的に周知活動を継続していきます。
		社会福祉協議会（地域）	各種ボランティア講座	各種のボランティア講座を開催し、講座修了後にボランティアとして活動できるような支援を進めます。	年間3～4講座開催し、新規講座と既存のグループのスキルアップ講座を実施しています。	継続	今後も年間3～4講座の開催を目標に、市民、地域のニーズに合ったボランティア講座の開催を行います。若い世代の参加が見込まれる企画を検討していきます。
④アクティブシニアの活躍推進	趣味や特技をもつシニア人材等を広く発掘・登録する人材バンクを構築し、様々な場所で活躍できるよう情報発信を行います。	地域活力創出課	多世代交流拠点運営管理事業	市民主体の活動を推進する拠点、高齢者の生きがいつくりや子供の居場所、さらには地域資源の情報発信等を市民及びまちづくり団体と連携しながら総合的に展開する、多世代を対象にした交流拠点を運営管理します。	施設の利用者が中心となって構成する利用者協議会に週3日管理運営を委託し、事業を実施しています。 令和2年度総来館者数：2,588人（4/1～5/24休館）	継続	利用者協議会と連携した運営方法の改善等により、コロナ禍でも安心して利用できる環境づくりに努めます。
		保育幼稚園課	児童福祉施設等人材バンク活用事業	幼稚園、保育所、児童館、放課後児童クラブでは、人材バンクによる外部人材を講師として活用することにより、事業内容の充実を図ります。	年間を通じてサッカー、絵画、茶道、絵本の読み聞かせ教室など、多様な地域人材の活用により、教育・保育の充実につなげました。	継続	地域人材との交流も図りながら、子どもに様々な文化・体育体験をさせるための取り組みとして今後も取り組めます。
		社会福祉協議会（地域）	アクティブシニアの活躍推進	元気な高齢者層（団塊の世代等）を対象に、主体的な参加と助け合いの精神を基調に、市民による市民のための地域福祉活動を推進し、誰もが安心して暮らせる「まちづくり」に努めます。	県と連携しアクティブシニアボランティア講座を開催後、フォローアップ講座を実施しました。一部の受講修了生は現在、社協のボランティアセンターに登録のグループ等に所属し活動されています。現在、コロナ禍もありアクティブシニアの活躍を推進する事業が実施できていません。	改善	今後はボランティアセンターにおいて、アクティブシニア向けの講座を開催し、積極的に地域福祉に参加できるよう支援します。

(3) 地域コミュニティの形成	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①声かけ・あいさつ運動の推進	地域住民同士の日頃からの声かけやあいさつ運動を推進します。	社会福祉課	民生児童委員事業	日頃から地域住民へ声をかけたり、あいさつを交わしたりして、地域とのつながりを作ります。	コロナ禍で外出制限された時期もあり、つながりを作りにくい状況でした。	改善	地域住民や登下校中の子どもたちなどとあいさつを交わす等今後も地域とのつながりを作っていきます。
②まちづくりへの参画の推進	(ア)地域福祉を考える上で基本となる協働の意識について、広報紙やパンフレット等による啓発、市ホームページ等による情報提供を実施します。	社会福祉協議会(地域)	共同募金配分事業	赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金運動による募金を愛媛県共同募金会から配分金として受け、地域福祉向上のために、各種事業に活用します。	新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおりの募金活動ができませんでしたが、できる範囲内の募金活動や事業を実施しました。 令和2年度配分実績 地域配分実績 3,874,396円 災害見舞金(火災0件) 0円 歳末たすけあい募金運動 2,457,700円	継続	市内の人口、世帯数の増減により毎年目標金額は変動しますが、9,000,000円集めることを目標に活動します。 また、赤い羽根共同募金のプロモーション活動を継続して実施し、寄せられた募金が地域福祉に活用されていることを周知します。
	(イ)市民が主体となってまちづくりについて考える市民ワークショップを開催します。 市民との対話を通して、各地域等の課題を把握し、市政運営に反映するなど、市民の市政への参画機会の充実を図ります。	地域活力創出課	市民参加型まちづくり推進事業	第2次東温市総合計画(後期基本計画)及び第2期東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、市民参画の一環として市民ワークショップを実施することにより、「市民主体のまちづくり」に対する機運の醸成を図るとともに、当日の意見等を上記計画策定の基礎資料としました。	令和2年度は実施なし。 令和3年度も実施の予定なし。	継続	各種行政計画の策定などの機会を捉えて開催に努めます。
		企画政策課	タウンミーティング開催事業	市民一人ひとりの声を大切にするまちづくりを推進するため、市長をはじめ、市の職員が出向き、各地域や子ども・女性・高齢者などの様々な世代との意見交換を通じて、それぞれが抱える課題を把握し、市政運営に反映します。	平成28年度から実施しており、行政区別タウンミーティングは19回開催、世代別タウンミーティングは16回開催しています。 令和2年度からはコロナ禍により開催を見合わせています。	継続	開催方法、内容等について検討していきます。
	(ウ)若い世代を対象とした各種講座等の開催や、市民が主体となって取り組むまちづくりのための企画提案を支援します。	地域活力創出課	市民提案活動支援事業	市内を活動範囲とする市民団体等が企画提案するまちづくり活動に対し、活動に必要な経費の一部を助成することにより、市民と連携したまちづくりの強化を図る。	令和2年度は4つの提案事業を支援しました。令和3年度からは、市が設定したテーマ枠と自由な発想枠を設けて提案募集を行っています。	継続	引き続き、新たな取り組みによる市民と行政の連携したまちづくりに努めます。
		保育幼稚園課	出張広場事業、サークル活動支援、幼児教室、PTA活動、保護者会活動	地域子育て支援センターや児童館など子育て支援施設においては、子育て中の保護者が参加する様々な事業活動を積極的に推進します。	新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となった事業活動はありましたが、感染症対策、人数制限をして施設開放を継続したことと遊びの場が保障できました。	継続	感染症の状況に応じた事業活動を模索し、子育て中の保護者の居場所づくりを継続していきます。
③地域活動への支援	(ア)コミュニティ活動の目的や必要性を周知し、市民のコミュニティ意識の高揚及び自治会への加入促進に努めます。	地域活力創出課	頑張る中山間地域等支援事業	過疎化・高齢化が進行する中山間地域等において、地域課題の解決や地域活性化に向けて頑張る地域住民の自主的、主体的な地域づくり活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより支援します。	令和2年度は井内地区の地域運営組織より申請があり、支援を行いました。	終了	令和3年度からは市民の提案活動を支援する市民提案活動支援事業と統合する形で支援を継続します。
		社会福祉協議会(地域)	まごころ福祉基金	市内在住高齢者からの寄付金を原資に地域福祉活動推進のため、地域に基金の配分を行います。	現在、年間約100万円を予算として、中学3年生の準要保護世帯に対して高校入学支援金として一人あたり20,000円の支給を行うとともに、地域コミュニティ活動助成金を、予算の範囲で支給しています。 令和2年度 高校入学支援金 780,000円 地域福祉活動助成 277,000円	継続	寄付者の意向に沿う活用となるよう努めます。
	(イ)過疎化・高齢化が進行する中山間地域等において、地域住民の自主的、主体的な地域づくり活動を支援します。	総務課	自治会加入案内	自治会加入案内の配布や自治活動推進事業の実施により、自治会への加入を促進します。	人口減少や核家族化などにより、自治会加入率の低下が進んでいます。 ただし、南方東区森自治会のように、加入率を大幅に増やした例もあります。 自治会加入率 65.3%(令和2年度) 66.2%(令和元年度)	継続	申出があれば、担当者が地域に出向いて説明をするなど、引き続き自主的な活動を支援していきます。

(4) 交流の場 や機会の充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価 (※)	今後の対応や改善点等
①地域イベントの 充実	地域行事、地域活動への参加を促す取り組みを支援します。	社会福祉協議会（地域）	地区活動助成金（各行政区）	社協会費を資源とし、各地区で行われる地域の活動へ資金支援を行います。	地域福祉の充実、健康増進に資する地区活動、地区のコミュニティーづくりのための活動に使われています。	継続	各地区に還元できるような活動に助成金を使っていただくよう要請していきます。
		社会福祉協議会（地域）	社会福祉大会	福祉功労者の表彰、基調講演、パネル展示、バザー等、福祉意識の向上を図ります。	令和元年度『日向亭葵』氏による基調講演を実施しました。市長表彰：20名・ボランティア1団体 会長表彰：16名・サロン5団体を表彰しました。 令和2年度はコロナ禍により基調講演は中止しています。市長表彰：10名 会長表彰：20名・サロン5団体を表彰しました。 令和3年度もコロナ禍により基調講演を中止しています。市長表彰：12名 会長表彰：19名・サロン5団体を表彰しました。	充実	新型コロナウイルス感染症収束後は、従来どおりの大会を実施しますが、コロナ禍でも開催できるよう検討します。
②交流拠点づくりの 促進	(ア)地域にある空きスペースの有効活用方法や柔軟な利用体制づくりを検討し、地域の資源を活用した身近に集まれる交流拠点づくりを推進します。	総務課	東温市コミュニティ施設整備事業（補助金交付） ※地区集会所のみ	集会所等の改築や修繕に対して、補助対象経費の1/2を補助します。	地元負担が生じることから、小規模な自治会は改修が進まない傾向があります。 令和2年度実績 12件（集会所改修） 令和元年度実績 6件（集会所改修）	継続	今後も事業を継続していきます。
		社会福祉協議会（地域）	ふれあいステーション（仮称）	市内の公共施設等を活用して、全年齢型の居場所づくりを行います。	令和3年6月川内健康センター2階に「サードプレイス♡ふれあい」を設置しました。7月からは各曜日ごとに脳トレ、趣味活動、運動教室などを実施しています。利用者による自主運営を目指し、体制づくりを図っていきます。	継続	気軽に立ち寄れる居場所として、月450名の利用を目標に今後も積極的に広報活動を行い、地域の様々な方々が集える場所になるよう努めます。
		社会福祉課	ひとり親家庭学習支援事業	東温市在住のひとり親家庭の小学生・中学生の学習への意欲と学力の向上を図るため、大学生や社会人等のボランティアによる学習支援を行います。	平成28年度から愛媛県が東温市の中央公民館と川内公民館を会場として毎週金曜日の午後6時30分から午後8時30分に実施していましたが、令和元年度から市が事業を引き継ぎ実施しています。各教室の管理については、東温市母子寡婦福祉会が行い、児童は、学校の宿題や持参したテキスト等により自習し、わからないことがあればボランティアと一緒に考え答えを導きます。令和2年度の児童登録人数は重信教室11名、川内教室4名で、支援員登録人数は重信教室18名、川内教室11名となっています。	継続	学習への意欲と学力の向上を図ることを目的とした学習支援であると同時に子どもの居場所づくりの場であるため、支援員は子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じるによりひとり親家庭の子どもが抱える課題に対応します。
	(イ)高齢者の生きがいづくり、子どもの居場所、若者や子育て世代の学習機会を提供する多世代交流の拠点整備を推進します。	保育幼稚園課	児童館運営事業	いわがらこども館、さくらこども館、よしいのこども館では、子どもたちに遊びや活動の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響で一時期閉館となりましたが、人数制限などの感染症対策を講じながら遊びの提供を行いました。	継続	今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、遊びや活動の場を提供していきます。
		保育幼稚園課	地域子育て支援センター運営事業	あそびの広場や育児相談、療育指導、家庭訪問等を行うとともに、関係機関と連携を取りながら、総合的に子育てを支援します。	あそびの広場は中止になりましたが、相談事業は個別対応で継続してきました。相談の内容が多様化し、幅広い機関との連携が求められるようになりました。	継続	様々な子育ての相談に答えられるよう研鑽し、関係機関との連携を深め必要な支援の提供を継続していきます。また、対面によらないオンライン相談を導入していきます。
		社会福祉協議会（地域）	子育て支援事業「すくすく」	就園前の乳幼児と保護者の交流の場、情報交換の場を提供します。	重信、川内の両地区で実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で開催日数は減少しました。令和2年度開催日数 24日 参加延べ人数 195人	継続	年間45回の開催と25組の会員数を目標に、口コミや広報活動で利用者の増加を図ります。
社会福祉協議会（地域）	児童館運営事業（市保育幼稚園課委託事業）	児童に遊びの場と体験的な学習の機会の提供を通じ、健全な児童の育成や保護者の交流の場としての児童館3館の運営を行います。	新型コロナウイルス感染症対策における休館により利用者が減少しました。休館中は、テイクアウトこども館として手づくりおもちゃの持ち帰りを実施しました。	充実	事故件数0件を目標に安心安全な運営に努めます。また、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらイベント等を実施します。		

(4) 交流の場 や機会の充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価 (※)	今後の対応や改善点等
③サロンの活用	(ア)地域住民の参加による「ふれあい・いきいきサロン」や老人クラブの自主的な活動を支援します。	社会福祉課	社会福祉協議会への補助金交付	社協が実施するふれあい・いきいきサロン推進事業による地域のコミュニティづくりを支援します。	コロナ禍により、実施回数・参加人数ともに減少しています。	継続	サロン活動については、地域の民生児童委員の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をみながら引き続き実施の推進を支援します。
		長寿介護課	地域介護予防活動支援事業ほか	サロン、自主運動グループ等の活動支援	サロンについては希望に応じて相談や介護予防に関する講話等の支援を行っています。自主運動グループについては、令和2年度末時点で17グループが活動しており、随時訪問し、支援を行っています。	充実	自主運動グループの数を増やすとともに、グループの特性に応じた活動支援を行い、活動継続や助け合い意識の醸成を図る取り組みの充実を図ります。
	(イ)シニア人材が自らの多様なスキルを生かし、生きがいをもって過ごせる場として「働ける・稼げる」シニアサロンを推進します。	社会福祉協議会（地域）	ふれあい・いきいきサロンの推進、支援	小地域においてボランティアと利用者が一体となり、地域の実情に応じた自由な発想で取り組める活動としてのサロンを支援します。	令和2年度登録サロンは54サロン、登録者は1,477人となっています。コロナ禍により、活動を自粛したサロンもありましたが、約85%程度のサロンは7月以降徐々に再開しました。サロン全体の高齢化が進んだことによるメンバーの減少や運営ボランティアの新規参加が減少していることが課題です。	継続	1サロンの立ち上げと登録者1,500名を目標として、お世話人や運営ボランティアの地道な勧誘を行っています。また、レクリエーションの情報提供など積極的に行っています。
			老人福祉センター運営事業（市長寿介護課委託事業）	高齢者の交流、生きがいづくりの場である老人福祉センターの運営・管理に職員を派遣します。	令和元年度：利用回数1,550回、利用人数26,485人 令和2年度：利用回数975回、利用人数9,237人 令和2年度以降はコロナ感染拡大防止により臨時休館したため、利用回数、利用人数ともに減少しました。	継続	施設の害虫駆除など、定期的なメンテナンスを継続して行います。また、一室の利用人数上限を半数にする等感染対策を行いながら、貸し館継続に努めます。

基本目標2 誰もがつながる体制づくり

(1) 相談体制の充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①相談しやすい体制の整備	(ア)地域における身近な相談窓口として、民生委員児童委員をはじめとする各種相談員の活動を支援します。 (イ)障がいのある人、子育てをしている親、虐待等の被害者など、支援が必要な当事者同士が集まり、気軽に相談し合える交流の場づくりを支援します。	社会福祉課	民生委員事業他	県・県社協が主催する研修への積極的な参加勸奨や活動に対する実費弁償費の支給等を行います。	民生児童委員の活動に対する実費弁償費については、令和3年度から県補助金の上昇に合わせて、県からの補助金と同額以上を上乗せし、活動支援を推進しています。	継続	引き続き実費弁償を継続していきます。
		社会福祉協議会(地域)	各種相談事業	身近な民生児童委員による心配ごと相談、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士による相談対応を行います。	弁護士相談や司法書士相談はいつも予約が埋まっている状況ですが、土地家屋調査士相談や心配ごと相談などは相談実績がほとんどありません。新型コロナウイルス感染症対策期の際は、中止または、電話対応による相談方法に変更して実施しました。	継続	今後も感染対策を行いながら、各相談所を年間12回、心配事相談は24回開設することを目標に実施します。
		社会福祉課	自立支援協議会専門部会において小部会を設置	専門部会の子ども部会には小部会として保護者部会、また成人部会の小部会には就労部会があり、支援が必要な当事者同士が気軽に交流できる場を設けています。	小部会は定期的に開催しています。合同でイベントを企画し、当事者同士が積極的に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施が困難となっています。	充実	当事者同士の交流の場を支援していくことで、ニーズを把握していきます。
②総合相談窓口の充実	総合的な相談窓口の役割を果たすために、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て相談窓口など各分野の機関が連携して、必要に応じてより専門的な機関へつなげます。	社会福祉課	基幹相談支援センター事業(委託)	総合的・専門的な相談支援の実施を行い、地域の相談機関との連携強化に取り組んだり、専門機関へつなげたりします。	行政と社会福祉協議会等との連携により、専門的な相談対応ができています。	継続	日頃から関係機関との連携強化と情報共有に努めます。
		長寿介護課	総合相談支援事業等	本人、家族、近隣の住民等から様々な相談を受け、地域における保健、医療、福祉、介護等のサービス、機関又は制度の利用につなげます。	令和2年度は延べ1,987人の相談を受け付け、必要な支援を実施しました。	継続	今後も総合的な相談窓口として、適時適切な相談支援の実施に努めます。
		保育幼稚園課	児童相談事業	支援や保護を必要とする児童及び家庭を早期発見し、適切な援助を行います。	本人からの相談や関係機関からの情報により、面談を行い支援方法を提案していききました。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面の必要がないものは電話相談に切り替えました。	継続	相談件数の増加や相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携を強化していきます。
			子育て施設等利用者支援事業	妊婦や子どもの保護者が、教育・保育・保健その他の子育て支援事業を円滑に利用できるよう必要な支援を行います。	関係機関と情報を共有しながら、適切な子育て支援事業を紹介したり相談に応じたりしてきました。	継続	切れ目のない子育て相談と支援ができるよう、今後も関係機関との連携を深め子育て支援を行っていきます。
		社会福祉協議会(包括)	地域包括支援センター(市長寿介護課委託事業)	高齢者に関する総合的な相談窓口、必要に応じてより専門的な機関へつなげます。	年間延べ2,000人前後(令和元年2,216人・令和2年1,987人)の高齢者に関する困り事に対して相談や必要に応じた支援を行いました。	継続	今後も2,000人の相談支援を行うことを目標に窓口相談の充実を図り、相談内容に応じて適切な関係機関へつなぐために他の関係機関との顔の見える関係づくりを行っていきます。
		社会福祉協議会(基幹)	基幹相談支援センター(市社会福祉課委託事業)	障がい者(児)に関する総合的な相談窓口、必要に応じてより専門的な機関へつなげます。	令和2年度は459名から延べ5,198件の相談がありました。医療や保健、教育等の専門機関にもつなぎました。	継続	今後も5,200件の相談支援を行うことを目標に、相談機関としての役割を周知していきます。
		社会福祉協議会(地域)	くらしの相談支援室(市社会福祉課委託事業)	経済的な課題等、生活に関する相談に応じ、社会的孤立の解消や地域課題に取り組めます。また、生活保護受給者の生活の自立に向けた各種支援を行います。	令和2年度より就労準備支援事業、家計改善支援事業を受託しています。市民に広く利用いただけるよう、窓口情報の周知が課題です。令和2年度実績：自立新規274件、被保護者就労4件、就労準備1件、家計改善10件、生活福祉資金申請522件。令和3年度は生活困窮者自立支援事業に加え特例貸付、自立支援金の受託をし対応を行うなか、「とうおんふれあい食堂」「入学応援事業」を企画し、アウトリーチにも力を入れています。	充実	専門職員を配置し、事業のより一層の充実のため、アウトリーチや地域ニーズの把握、地域づくりを行います。また、職員の資質の向上、関係機関の連携に努めます。また、突発的な相談にも対応できるよう職員体制を整備していきます。
児童館(市保育幼稚園課委託事業)	18歳までの児童やその保護者等からの相談に対応します。		相談があればその都度対応し、必要により専門機関につないでいきます。令和2年度相談件数：いわがら7件、さくら7件、よしいの8件(保護者からの相談のみ)。	継続	今後も相談できる体制を整え、継続して相談対応を行います。		

(1) 相談体制の充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
③見守りネットワークづくり	地域住民をはじめ、民生委員児童委員や関係機関、団体との連携により、見守り活動・訪問活動を推進します。	社会福祉課	民生児童委員事業他	民生児童委員や社会福祉協議会と連携しながら、見守り活動や訪問活動を行います。	コロナ禍で訪問活動等、接触する機会の確保が困難でした。	改善	新型コロナウイルス感染症対策を講じた事業の実施を検討していきます。
		長寿介護課	企業等と連携した見守り活動	高齢者の安心・安全の確保と社会的孤立の防止を図ることを目的に、企業等と連携し見守り活動を行います。	見守りネットワーク協定を10事業所と締結しており、高齢者の異変を察知した際には、情報提供を依頼しています。	継続	今後も継続して実施し、連携も必要に応じて行っています。
		保育幼稚園課	要保護児童対策地域協議会	虐待等要保護児童の早期発見、保護及びその家族への適切な支援を図ります。	本人からの相談や関係機関からの情報により、面談を行い支援方法を提案していききました。新型コロナウイルス感染症の影響により、会の開催を縮小しました。	充実	相談件数の増加や相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携を強化していきます。
		社会福祉協議会(地域)	老人クラブ見守り推進活動事業(社協助成金事業)	東温市老人クラブと連携して、孤立解消を目的に見守り推進活動を行います。	老人クラブ会員のうち、90歳以上の高齢者・75歳以上の独居高齢者・自宅で寝たきりの方等625名を訪問しました。	継続	今後も会員を通して状況把握を行い、継続して訪問を実施します。
		社会福祉協議会(地域)	ふれあい給食サービス事業	市内の80歳以上の独居高齢者のうち、安否確認が必要である方に対し、月2回(第2、第4水曜日)昼食を配食し、対象者の孤立感の解消を図ります。	令和2年度は通常22回の実施を予定していましたが、コロナウイルスの影響で中止をした期間があり、15回の実施となりました。利用者は年々増加していますが、調理・配達ボランティアの減少・高齢化により今後対応が難しくなる可能性があります。	継続	今後も継続して実施し、民生委員・児童委員やケアマネージャー等の連携も必要に応じて行っています。また、ボランティアを各地区2名増やすことを目標に、工夫した広報活動に努めます。
		社会福祉協議会(地域)	独居高齢者ふれあいコール	65歳以上の独居高齢者(日中独居を含む)に対して定期的に電話することで、孤立感の解消、安否確認を行います。	現在6名が利用しており、1週間に9回コールを実施しています。	継続	今後も利用者の方が安心して生活できるよう、定期的な電話連絡を継続します。
		社会福祉協議会(地域)	食の自立支援事業及び栄養改善・見守り配食事業(市長寿介護課委託事業)	市内の65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに障がい者であって、老衰、心身の障がい及び疾病等の理由により食事の調理が困難な者へ調理済みの食事を訪問により定期的に提供(以下「配食」という。)することで健康維持、安否の確認、孤独感の解消等を図ることを目的とします。	令和3年度は提携配食業者が4事業所から2事業所へ縮小したため、利用者もそれぞれ業者が変更となりました。介護保険サービスの利用日と配食利用日の重複が課題です。	縮小	配食の継続調査を実施することで実態把握を行い、必要な方に配食サービスが届くよう努めます。
		社会福祉協議会(包括)	認知症総合支援事業(市長寿介護課委託事業)	認知症に関する相談、医療介護の連携、見守り等の推進を行います。	認知症に関する相談が令和元年度延べ262件、令和2年度延べ447件ありました。認知症の早期に支援を開始する認知症初期集中チームの支援や、認知症になってもその人が住み慣れた地域で安心して生活ができるような地域づくりを目指し、認知症啓発カルタの作成や認知症カフェ、家族の会を立ち上げ継続して実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため認知症捜索訓練が実施できませんでした。	継続	相談件数300件を目標に、今後も地域住民が認知症を理解していけるような取り組みとして認知症カフェ、認知症家族の会、認知症行方不明者発見訓練を定期的に行い、見守りの強化に努めます。

(2) 情報提供の充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①福祉サービスの情報提供の充実	(ア)市ホームページ、広報とうおん、各種ガイドブックなどを活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。	社会福祉課	障がい者福祉、児童福祉、生活保護等、所管する情報提供を行います。	制度の仕組み等、ホームページや広報誌で情報提供するほか、ガイドブック等の作成を行い、市民へ周知しています。	各種制度はホームページや広報とうおんに掲載しています。また、「障がい福祉のしおり」「障がい者就労支援事業所ガイドブック」等作成し、周知しています。	継続	社会福祉の制度やサービスは種類が多く、複雑であるため、分かりやすい内容に努めます。
		長寿介護課	在宅医療・介護サービスに関する情報提供を行います。(介護保険事業所ガイドブック、認知症ケアパス等)	地域の医療・介護サービス資源等のマップやリストを作成します。	毎年ガイドブックを発行しており、令和2年度は介護保険事業所ガイドブック(カラー134ページ)110部、高齢者医療・保健・福祉ガイドブック(カラー97ページ)180部を発行しました。しかし、情報量が多く、必要な情報を探しにくくなっているため、情報の整理や必要な情報を探しやすい工夫が必要です。	改善	令和3年度中に改訂版の介護保険事業所ガイドブック、高齢者医療・保健・福祉ガイドブック、認知症ケアパス(認知症の進行に合わせて受けられるサービスのガイドブック)を発行する予定です。よりニーズに合ったわかりやすい内容になるよう、見直しを行います。
		健康推進課	健康カレンダー作成業務 (保育幼稚園課)子育て支援ファイル「きらり」	「東温市健康・食育カレンダー」による保健・医療に関する情報発信 子育て支援ファイル「きらり」の窓口配布	掲載記事を健康推進課、長寿介護課、学校給食センター職員が作成し、4月から3月までの事業予定を掲載したカレンダーを作成し、広報4月号配布時に各世帯に配布しています。また、転入時に市民課でも配布しています。 (母子保健係) 出生届を提出した方や転入者(未就学)の方に、窓口にて子育て支援ファイルを配布して、市の保健・医療・福祉サービスの紹介をしています。	継続	関係機関、関係課と連携して保健・医療・子育てに関する効果的な情報発信に努めます。
		保育幼稚園課	子育て支援ファイル「きらり」	保護者自身が子どもの相談内容や記録をまとめ、必要に応じて関係機関に提示することにより、成長過程に応じた一貫したサポートを受けられるようにするもので、現在、中学1年生までの全ての児童の保護者に配布しています。	出生から各健康診査や育児相談、子育てサービスの利用状況を記録し、就園や就学の際に活用するよう呼びかけています。乳幼児期、学童期によって活用に差があることが現在の課題です。	改善	就園先、就学先でも、よりよい保育や教育、支援の継続に役立ててもらえるよう、活用の方法を提案していきます。
		社会福祉協議会(地域)	「社協だより」等の発行、ホームページの更新・充実	「社協だより」発行 「こども館つうしん」発行(毎月) ホームページの更新(随時)	社協だよりは年に6回奇数月に発行して全戸配布しており、毎月10,800部発行しています。 こども館つうしんは毎月発行しています。 ホームページは随時更新し、イベントの告知等を行っています。	継続	今後も情報提供の媒体として定期的に必要情報の掲載・更新を行っていきます。
	(イ)各種ガイドブックなどは市民の身近なところに設置し、分かりやすい紙面づくりを心がけるなど、市民が情報を入手しやすいように配慮します。	総務課	広報とうおん、市ホームページ及びSNS等を活用	広報とうおん、市ホームページ及びSNSを複合的に運用し、市民に必要な情報が行きわたるようにします。また、各種SNSアカウントの運用を一元管理し、連動させることで、各ツールの利用者層や特徴を生かした情報発信をします。	令和3.6月末現在、フェイスブックは約4,600人、ツイッターは約2,000人、インスタグラムは約4,000人の登録者がいます。また、令和2年度から開始したLINEの登録者は、既に約3,000人に達しており、SNS利用者は着実に増加しています。	継続	SNSから市ホームページへの流入を増やすため、それぞれの年齢層や行動パターンを考慮し、継続して情報発信していきます。
	社会福祉協議会(各課)	各種パンフレット・リーフレットの作成	介護事業所ガイドブック 医療・福祉ガイドブック 子どもを支えるライフステージごとのしくみ 障がい者就労事業所ガイドブック	「介護事業所ガイドブック」「医療・介護ガイドブック」「子どもを支えるライフステージごとのしくみ」を、毎年発行しています。令和2年度医療介護連携事業にて病院関係者・介護従事者とワーキングを行ってガイドブックの内容について検討しました。「障がい者就労事業所ガイドブック」を、ニーズに合わせて更新、発行しました。	継続	今後も内容を検討しながら活用しやすいように改良、改定し、定期的に情報を発信していきます。	
	地域活力創出課	地方創生総合サイト運用管理事業ほか、市フェイスブックの活用	地域活性化に寄与するインターネット総合サイトとして、特産品・企業紹介、子育て情報発信、農林業応援、応援市民登録、人材バンク登録ページを管理運用します。	他課と連携し、情報発信を行っていますが、複数の情報発信サイトがあることから、情報を届けるための更新頻度や掲載方法で非効率な部分があります。 令和2年度サイト全体ページビュー数(閲覧数): 48,789PV	改善	情報発信サイトを整理統合するなど、より効率的・効果的な発信と掲載情報の充実に努めます。	

(2) 情報提供の充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
②情報バリアフリーの推進	(ア)高齢者や障がいのある人など、一人ひとりの状態に配慮した適切で分かりやすい情報提供に努めます。	社会福祉課	情報提供の充実	障がいのある人が必要な情報を円滑に収集・利用できるような情報アクセシビリティ（情報の利用のしやすさ）の強化に努めます。	情報提供の手段として、紙媒体やホームページに頼りがちになっています。	充実	SNS等の活用方法を工夫したり、関係機関や団体等と広く連携し情報発信に努めます。
		長寿介護課	高齢者デジタルシフト支援事業	高齢者に対してスマホ教室を開催し、ネットワークの活用を支援します。	令和2年度は愛媛県と楽天が協働で県内高齢者を対象としてスマホ教室を開催し、当市でも11月、2月に老人福祉センターで開催されました。	終了	生涯学習課でスマホ教室を実施しているため、当課での今後の実施予定はありません。
		生涯学習課	初心者向けスマホ教室	偶数月の末頃に年6回（中央公民館、川内公民館で交互に各3回ずつ）、初心者向けスマホ講座を開催。年の後半からはLINEやGoogleマップの使い方を絡めて1歩進んだ講座を開催。	全年齢向けの事業ではあるが、今のところ参加者はすべて高齢者で、質疑応答コーナー目当てのリピーターも多くなっています。	充実	回数を増やしてほしいとの要望が市民の方から上がっており、令和3年度の申込数次第で検討します。
	(イ)市ホームページなどで情報を提供する際には、音声による情報提供や、文字の大きさに配慮するなど、誰もが適切に情報を得られるように配慮します。市ホームページ、広報とうおんのほか、各種媒体を活用して、各世代に対応した情報提供手段の見直しに取り組みます。	社会福祉課	視覚・聴覚障がい者等への情報提供手段の整備	ボランティア団体による広報紙等の音声訳、文字拡大機器の窓口設置を行います。	コロナ禍でボランティア団体の活動縮小により音声訳が休止となっていますが、市のホームページやSNSを活用した情報発信を行いました。	改善	ボランティア団体の活動継続を支援するとともに、SNSやアプリ等を活用した情報提供の周知を図ります。
		総務課	市ホームページは、文字のサイズ変更及び背景色変更等ウェブアクセシビリティに対応	市ホームページは、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること（ウェブアクセシビリティ）を目標としています。	令和元年度に市ホームページのリニューアルを実施し、ウェブアクセシビリティが向上しました。	継続	今後もウェブアクセシビリティを確保するよう努めます。
(3) 福祉サービスの充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
【重点的な取組】 ①地域包括ケアシステムの構築強化	(ア)地域包括支援センターや基幹相談支援センター、子育て総合窓口など各機関の機能・役割・取組内容の周知に努め、併せて各機関や相談窓口相互の連携を強化します。	社会福祉課	基幹相談支援センター事業（委託）	社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等総合的な支援の充実を図ります。	様々なニーズや困難な事例が増えており、対応に苦慮するケースがあります。	充実	相談支援専門員のさらなる資質向上や各関係機関との連携強化を図っていきます。
		長寿介護課	地域包括ケア推進会議	地域ケア個別会議等で検討し共有された地域課題等を地域づくりに結び付けます。	平成30年度から地域包括ケア推進会議を年2回程度開催し、医療・保健・福祉の関係者で地域包括ケアの推進に向けて協議を行っています。取組状況の報告とそれに対する総括的な意見聴取にとどまっているため、検討事項を絞って具体的な協議ができるよう改善する必要があります。	改善	施策の推進についてより具体的な協議ができるよう、委員構成や協議テーマの設定について見直しを行います。
		保育幼稚園課	地域子育て支援センター運営事業	あそびの広場や育児相談、療育指導、家庭訪問等を行うとともに、関係機関と連携を取りながら、総合的に子育てを支援します。	あそびの広場は中止になりましたが、相談事業は個別対応で継続してきました。相談の内容が多様化し、幅広い機関との連携が求められるようになりました。	継続	様々な子育ての相談に答えられるよう研鑽し、関係機関との連携を深め必要な支援の提供を継続していきます。また、対面によらないオンライン相談を導入していきます。

(3) 福祉サービスの充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
<p>【重点的な取組】 ①地域包括ケアシステムの構築強化</p> <p>(イ)高齢者や障がいのある人が地域で生活していく上で、各自の状態に応じた福祉・医療サービスが円滑に利用できるよう、福祉・保健・医療などの関係各課・機関等の横断的なケアマネジメント体制を構築します。</p>		社会福祉課	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	高齢者や障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みを構築します。	令和元年度に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しました。しかし、協議の場を通じた体制づくりがまだ確立できていません。	充実	協議の場の活性化に向けた取り組みをはじめ、障がいの状況に合わせて入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進していきます。
			(保育幼稚園課、学校教育課) 特別支援連携協議会、子育て支援事業調整会(旧実務者会)	発達に障がいのある幼児・児童生徒について、ニーズに応じた教育的又は福祉的な支援を行うため、関係機関連携のため設置された東温市特別支援連携協議会及び子育て支援事業調整会、実務者会に關係課として参画します。	小中学校教職員に、障がいのある子供の放課後デイサービス等福祉制度が周知されていないため、学校の協力が得られにくいことがあります。	充実	教職員等に対して制度の周知を図るとともに、障害児通所支援事業所等との連携の仕組みを構築していきます。
		長寿介護課	地域ケア個別会議の設置	自立支援、重度化防止、困難事例への対応等についてサービス担当者、専門職、地域の多様な関係者が協議し協議を行います。	平成30年度に地域ケア会議の体系を整備し、以降定期的に開催しています。令和2年度は支援困難事例等9件、自立支援等12件の協議を行いました。事業の推進のためには、個別会議の効果の普及が不十分な状況です。また、地域に共通する課題の解決に向けての協議には至っていないため、改善が必要です。	改善	今後は地域ケア個別会議の効果の普及や地域に共通する課題の解決に向けての協議を推進していきます。
			認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行います。認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催します。	平成30年度に地域ケア会議の体系を整備し、以降定期的に開催しています。令和2年度は支援困難事例等9件、自立支援等12件の協議を行いました。事業の推進のためには、個別会議の効果の普及が不十分な状況です。また、地域に共通する課題の解決に向けての協議には至っていないため、改善が必要です。	改善	早期対応のメリットや事業の効果を知りていきます。
			認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員を配置し、相談支援体制を構築します。また、認知症の人を支援する関係者の連携を図る取り組みを行います。(認知症ケアパスの配布等)	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しており、個別の相談支援(令和2年度447件)、関係者の連携支援等を行っています。	充実	令和3年度に認知症ケアパス改訂版を発行し、適時適切な認知症ケアについて普及を図ります。
			生活支援体制整備事業	第1層協議体、第1層生活支援コーディネーターを設置し、資源開発・ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行います。	市内全域(第1層)と中学校区単位(第2層)に生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、助け合いの意識の普及及び助け合い活動の創出に向けて活動しています。令和3年度から就労的活動支援コーディネーターを配置し、関係団体を訪問するなど、関係づくりと情報収集を行っています。	充実	今後は具体的な活動創出、マッチングに向けて取り組みを推進していきます。
		学校教育課	特別支援連携協議会	保育所・幼稚園・小中学校における発達に障がいのある幼児、児童生徒のニーズに応じた教育的又は福祉的な支援について、関係機関が協議し連携して行います。	市内保育所・幼稚園・小中学校、外部から特別支援学校の関係者、医師、心理職等が出席し、年3回実施しています。令和2年度は、感染症拡大防止のため、書面開催が主となっています。	継続	早期から子どもの成長に応じた一貫した支援を行うため、各関係機関との連携に努めます。
		保育幼稚園課	子育て支援事業調整会(旧実務者会)	保育幼稚園課、学校教育課、健康推進課、社会福祉課の4課が子育てに関する情報交換やケース検討を行い、相談や支援の充実と連携を図ります。	子育てに関する市内の関係機関の状況について情報共有を行い、適切な支援につなぐことができました。コロナ禍ではありますが、対策を取り定期的な開催ができました。	継続	4課での情報交換を生かして、相談・早期支援の充実と関係機関の連携を深めます。
		健康推進課	(保育幼稚園課、学校教育課) 特別支援連携協議会、子育て支援事業調整会(旧実務者会)	発達に障がいのある幼児・児童生徒について、ニーズに応じた教育的又は福祉的な支援を行うため、関係機関連携のため設置された東温市特別支援連携協議会及び子育て支援事業調整会、実務者会に關係課として参画します。	発達に障がいのある幼児・児童における教育・福祉に関する支援を行うための東温市特別支援連携協議会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は3回のうち1回のみ開催されました。子育て支援事業調整会は定期的に参加しています。	継続	新型コロナウイルス感染症の拡大状況をみながら、会議に参加することで、発達に障がいのある幼児・児童生徒への支援に努めます。
		社会福祉協議会(包括)	地域包括支援センター(市長寿介護課委託事業)	複合的な課題を抱える家庭については、基幹相談支援センター、くらしの相談支援室等、専門機関と連携して支援を行います。	複合的な課題を抱える家庭への支援に関しては他の専門機関と連携し支援を行いました。また支援困難な場合は、関係者との情報交換や具体策を検討するため、令和2年度には9回地域ケア会議を開催しました。	継続	年間8回の地域ケア会議開催を目標に、気軽にできる地域ケア会議を目指し、多職種との連携を図ります。
		社会福祉協議会(基幹)	基幹相談支援センター(市社会福祉課委託事業)	複合的な課題を抱える家庭については、地域包括支援センター、くらしの相談支援室等、専門機関と連携して支援を行います。	医療機関、児童相談所、学校、福祉サービス事業所等と連携を取り支援を行っています。必要時は各支援会議を開催し、令和2年度には合計53回の支援会議を開催しました。	継続	今後も年間50回の支援会議を目標として、関係機関と連携を深めていきます。
		社会福祉協議会(地域)	くらしの相談支援室(市社会福祉課委託事業)	経済的な課題等、生活に関する相談に応じ、社会的孤立の解消や地域課題に取り組みます。また、生活保護受給者の生活の自立に向けた各種支援を行います。	令和2年度より就労準備支援事業、家計改善支援事業を受託し、生活の自立に向け支援の幅を広げ対応しています。令和2年度実績：自立新規274件、被保護者就労4件、就労準備1件、家計改善10件、生活福祉資金申請522件。令和3年度は生活困窮者自立支援事業に加え特例貸付、自立支援金の受託をし対応を行うなか、「とうおんふれあい食堂」「入学支援事業」を企画し、アウトリーチにも力を入れています。	充実	専門職員を配置し、事業のより一層の充実のため、アウトリーチや地域ニーズの把握、地域づくりを行います。また、職員の資質の向上、関係機関の連携に努めます。また、突発的な相談にも対応できるよう職員体制を整備していきます。

(3) 福祉サービスの充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
②福祉サービスの横断的連携	高齢者、子育て家庭、障がいのある人などで、複数の福祉課題を抱えている人や、福祉サービスの利用を考えている人に対して、市役所の主要担当課が連携して対応する体制を整備します。	社会福祉課	関係職員の情報共有 相談支援事業所との福祉サービスの連絡調整	地域自立支援協議会、特別支援連携協議会等、市役所内関連部署の連携体制整備、また福祉サービスの利用については相談支援事業所との細やかな連絡調整を行います。	相談支援専門員や事業所が集まる会議に、市の主要担当課が参加し協議を行っています。	継続	庁内・関係機関同士の日頃からの連携強化と情報共有に努めます。
		長寿介護課	地域ケア個別会議	自立支援、重度化防止、困難事例への対応等についてサービス担当者、専門職、地域の多様な関係者が協働し協議を行います。	平成30年度に地域ケア会議の体系を整備し、以降定期的に開催しています。令和2年度は支援困難事例等9件、自立支援等12件の協議を行いました。事業の推進のためには、個別会議の効果の普及が不十分な状況です。また、地域に共通する課題の解決に向けての協議には至っていないため、改善が必要です。	改善	支援を必要とする人を早期に把握し、必要な支援につながるよう、庁内関係課に対して個別会議の効果を知り、地域に共通する課題の解決に向けた協議を行うことで連携を推進していきます。
		保育幼稚園課	地域子育て支援センター運営事業	あそびの広場や育児相談、療育指導、家庭訪問等を行うとともに、関係機関と連携を取りながら、総合的に子育てを支援します。	あそびの広場は中止になりましたが、相談事業は個別対応で継続してきました。相談の内容が多様化し、幅広い機関との連携が求められるようになりました。	継続	様々な子育ての相談に答えられるよう研鑽し、関係機関との連携を深め必要な支援の提供を継続していきます。また、対面によらないオンライン相談を導入していきます。
		保育幼稚園課	子育て施設等利用者支援事業	妊婦や子どもの保護者が、教育・保育・保健その他の子育て支援事業を円滑に利用できるような必要な支援を行います。	関係機関と情報を共有しながら、適切な子育て支援事業を紹介したり相談に応じたりしてきました。	継続	切れ目のない子育て相談と支援ができるよう、今後も関係機関との連携を深め子育て支援を行っていきます。
		社会福祉協議会(在宅)	要保護児童対策地域協議会	虐待等要保護児童の早期発見、保護及びその家族への適切な支援を図ります。	本人からの相談や関係機関からの情報により、面談を行い支援方法を提案していただきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、会の開催を縮小しました。	充実	相談件数の増加や相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携を強化していきます。
		社会福祉協議会(在宅)	居宅介護支援事業所	介護保険のケアプラン作成等のケアマネジメントを行います。	介護支援専門員の確保が難しくなっています。介護者が早い段階で『施設』を選択する傾向にあります。	継続	本人や家族の持っている力に加え、制度や資源を活用し、住み慣れた自宅・地域での生活が少しでも長く続けられるよう支援します。また、より良い支援を提供するため、高齢者虐待防止に係る研修へ1回以上参加します。
		社会福祉協議会(在宅)	ホームヘルプ事業	介護保険、障がいサービスのホームヘルプ事業を行います。	介護保険サービスについては、実績数が増加傾向にあります。障害福祉サービスの実績数は若干増えています。様々な環境の変化によって業務内容が異なるため、介護等に関する知識及び技術の向上が必要です。また、訪問介護員の確保が難しくなっています。	継続	サービスを行いながら事業所内でテーマを設けてヘルパー会での研修や専門職や外部講師を招いての研修等を行い資質の向上に努めます。訪問介護員の確保に努めます。
③地域福祉コーディネーターの配置	地域課題を把握し、課題解決のための活動・支援を行う地域福祉コーディネーターの配置を検討します。	社会福祉課	基幹相談支援センター事業(委託)	地域移行・地域定着の促進の取り組みを行います。	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを実施しています。	充実	専門的な知識を有する相談支援専門員のさらなる資質向上を図っていきます。
		長寿介護課	生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置、協議体(第1層、第2層)の設置)	生活支援コーディネーター、協議体を設置し、資源開発・ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行います。	市内全域(第1層)と中学校区単位(第2層)に生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、助け合いの意識の普及及び助け合い活動の創出に向けて活動しています。	充実	今後は更に多くの市民の参画を促進し、具体的な助け合い活動の創出に向けて活動を推進していきます。
		社会福祉協議会(包括)	生活支援体制整備事業(市長寿介護課委託事業)	地域の困りごとの発見やその解決に向けての社会資源の発掘や開発を行います。	川内・重信地区にて協議体(助け合い支え合いとうおん)を毎月1回開催しています。協議体による地域の困り事からゴミ出しのボランティアを生み出しました。また地域の助け合い運動の情報収集にも努めました。	継続	年間で2層協議体を10回、1層協議体を1回開催します。協議体自体の活性を図るとともに地域住民へ協議体の周知を行っていきます。

(4) 地域福祉ネットワークの構築	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①社会福祉協議会への支援と連携強化	社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として積極的に活動を支援し、連携体制の強化を図り、活動内容の周知を促進します。	社会福祉課	補助金交付	地域福祉を推進する事業が、継続的かつ円滑に実施されることによって住民参加による地域福祉の充実、向上を図ります。	コロナ禍で一部事業の中止もありましたが、そういった中でフードドライブや各種相談等の地域福祉事業を継続して実施しています。	継続	地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会は必要不可欠であり、今後は一層の連携強化を図り、市・社会福祉協議会を中心に各種団体とのつながりを深めていきます。
②各種団体との連携強化	民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ等との協働のため、交流機会や情報発信等の支援を行います。	社会福祉課	民生児童委員事業他	市や各種団体が実施するイベントの周知を図り、地域住民の交流促進に努めます。	コロナ禍の影響によるイベントの中止、団体活動の縮小で予定していた活動ができていません。	改善	コロナ禍での活動継続に向け、様々な方法を検討し、各種団体と協働していきます。
		長寿介護課	地域ケア会議（実務者会議）等	地域に共通する課題の解決に向けて、協議内容に応じて必要な関係者で協議を行います。	令和2年度は高齢者の相談支援体制の推進について、民生児童委員、生活支援コーディネーター、認知症キャラバン・メイト等の関係者で5回協議を行い、課題抽出と取組事項を整理することができましたが、取組内容についての具体的な検討には至っていません。	改善	高齢者の相談支援体制については引き続き協議を行い、具体的な取組につなげるとともに、関係団体等に対して取組内容や効果の周知を行い、連携体制を推進していきます。
		社会福祉協議会	社会福祉法人連携会議（事務局）	市内に施設・事業所を有する社会福祉法人が集まり、社会福祉法人による地域貢献について協議を行います。	愛隣園、いしづち会、愛媛県社会福祉事業団、喜久寿、幸楽、三恵会、馴鹿、ミュゲの会、社協の9法人が参加しています。障がい、高齢の区別なく理事長・施設長クラスの顔が見える関係づくりを行ってきました。令和元年8月に施設・事業所が災害による被害を受けた時の相互応援協定を締結しましたが、その後は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動ができていない状況となっています。早急に顔の見える関係を再開し、今後の活動について協議を行う必要があります。	充実	施設の面会制限等の新型コロナウイルス感染予防策が緩やかになった段階で会議を開催します。感染予防に関する事や、今後の活動方針について協議を行います。
		社会福祉協議会（基幹）	東温市自立支援協議会 定例会・専門部会（事務局）	市、障がい者、家族、サービス事業所、基幹相談支援センターが集まり、障がい者の支援について広く協議を行います。	令和2年度は、定例会、自立支援協議会専門部会（子ども部会・成人部会）合わせて全12回開催しました。相談支援専門員勉強会等開催し、情報を発信していきました。就労パンフレットを作成し、情報提供しました。	継続	令和3年からは自立支援協議会専門部会を3部会とし、様々な情報を発信するとともに、仕組みづくりをしていきます。定例会、各部会合わせて15回の開催を予定しています。
社会福祉協議会（包括）	介護ネットワーク東温（事務局）	市内の介護事業所が集まり、情報交換、研修会、意見交換会を開催します。	毎月定例で市内の介護事業所が集まり、情報交換、意見交換会を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかったため、リモート開催を開始しました。	継続	今後も定期的に開催する予定です。開催できない時も連携が取れるようにメール、リモートにて情報発信をしていきます。また、研修内容については介護事業所の意見をもとに企画していきます。		
③医療機関との連携強化	在宅医療と介護事業の連携、東温市医師会とほかの医療機関との連携を可能にする支援を行い、医療が必要な状態にある人が切れ目なく医療ケアを受けられる体制の整備に努めます。	長寿介護課	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等関係者の連携を推進します。	在宅医療・介護連携推進委員会ワーキンググループ会議や医療・介護関係の多職種研修の開催などを行っていますが、顔の見える関係づくりにとどまっているため、課題抽出や具体的な取組内容の検討についても関係者と協働して行えるよう、体制の充実を図る必要があります。	充実	課題抽出や具体的な取組内容についての協議を設定し、連携体制の充実を図ります。
		健康推進課	病態別栄養相談事業	保健分野において、栄養食事指導処方箋、健診結果による紹介状等の双方向性のやり取りを通して、医療機関との連携体制の構築を行います。	毎年4月に東温市医師会へ事業の協力依頼を行い、栄養食事指導処方箋に基づき事業を実施しています。また、東温市医師会歯科医師連絡会にて事業報告を行っています。	継続	東温市医師会と連携して事業を実施し、栄養食事指導処方箋に基づく効果的な相談に努めます。
		社会福祉協議会（包括）	医療介護連携事業（市長寿介護課委託事業）	地域包括ケアを推進するため、市内の医療関係者と介護関係者の連携を深める活動を行います。	長寿介護課・愛大医学部附属病院・愛媛医療センター・十全医療学院附属病院・主任介護支援専門員と情報共有及び協議（ワーキング）を2回行いました。	継続	今後も定期的に開催し、継続して顔の見える関係づくりができるような連携体制づくりを行っていきます。
		健康推進課	東温市医師・歯科医師連絡会 東温市健康フォーラムを共催	より充実した保健福祉教育事業を実施するため、東温市医師会・歯科医師会と市関係課が年1回協議を行います。東温市健康フォーラムを共催することで顔の見える関係性の構築が図れています。	毎年、3月に東温市医師会・歯科医師会と市事業の報告や協議を行っています。令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者を限定して開催しました。東温市健康フォーラムは東温市と医師会・歯科医師会他7団体の共催で実施し、500～600名の参加がありました。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止やワクチン接種事業のため開催できませんでした。	継続	東温市医師会・歯科医師会連絡会は、市の事業に医師・歯科医師の協力・支援を得てスムーズに事業を実施するために継続して開催します。健康フォーラムは医師会・歯科医師会が中心に実施されている事業であり、市単独では実施できない規模のイベントであるため、医師会・歯科医師会が継続の意向があれば、引き続き協力します。

(4) 地域福祉ネットワークの構築	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
④地域ケア会議の活用	地域ケア会議の開催によって福祉にかかわる団体、事業所、医療機関の連携体制の強化、情報共有を図ります。	長寿介護課	地域包括ケア推進会議	地域ケア個別会議で検討し共有された地域課題等を地域づくりに結び付けます。	平成30年度から地域包括ケア推進会議を年2回程度開催し、医療・保健・福祉の関係者で地域包括ケアの推進に向けて協議を行っています。取組状況の報告とそれに対する総括的な意見聴取にとどまっているため、検討事項を絞って具体的な協議ができるよう改善する必要があります。	改善	施策の推進についてより具体的な協議ができるよう、委員構成や協議テーマの設定について見直しを行います。
		社会福祉協議会(包括)	地域ケア会議推進委業(市長寿介護課委託事業)	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	困難事例(令和元年度11件、令和2年度14件)自立支援(令和元年度11件、令和2年度12件)の地域ケア会議を開催しました。	継続	年間3回の開催を目標に多職種による地域ケア会議の開催を今後も継続し、具体的な支援方法の確立を行うとともに自立支援に向けて参加者全員が知識の向上を図り、実際の支援につなげていく必要があります。
			生活支援体制整備事業(市長寿介護課委託事業)	地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化するよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。	「東温市民誰もが気軽に相談できるようになるために」をテーマに、協議体を含む地域住民による地域ケア会議を開催しています。令和2年度は6回開催しました。	継続	今後も年間6回の開催を目標に活動を継続しながら、地域住民とともに課題解決に向けて連携を深めていきます。
⑤広域連携の推進	松山市を中心とした中予地区の3市3町が連携して「松山圏域連携中枢都市圏」を形成し、医療、教育、防災等の多種多様な施策を推進します。	健康推進課	急患医療センター運営事業	初期救急として、内科と小児科夜間、休日診療をしている松山市急患医療センターの運営費を人口按分で負担しています。	東温市単独では運営が困難な救急医療を松山医療圏で運営できる体制を維持していく必要があります。従事する医師の高齢化や安易な受診予防など、体制維持の課題に関係市町で取り組んでいます。	継続	救急医療体制を維持するために、休日・夜間の救急医療の適正利用に関する啓発等を松山医療圏域の3市3町で引き続き取り組んでいます。
			病院群輪番制病院運営事業	松山医療圏の二次救急を受け入れている14医療機関に人口按分で負担金を拠出しています。		継続	
			小児救急医療支援事業	松山医療圏の3医療機関が実施する小児の2次救急に負担金を拠出しています。		継続	
		保育幼稚園課	病児・病後児保育事業	病気の回復期などにあり、集団保育の困難な期間、一時的にその児童の病児保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立の支援を行います。	病児・病後児保育の実施により、保護者の子育て支援・就労支援を行っています。	継続	平成28年11月からの広域化に伴う利用者が増加しています。今後も市民サービス向上のため継続していきます。
			子どものための教育・保育給付事業	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等を利用した子どもの教育・保育に要する費用について、保護者の法定代理として教育・保育施設へ給付を行います。	教育・保育施設を利用する保護者について、保育等の事由に基づく適正な給付認定を行い、毎月施設に対して給付を行っています。	継続	施設との連携を図りながら、給付対象者の把握及び認定変更など、引き続き適正な給付事務の執行に努めていきます。
		社会福祉協議会	中予地区市町村協職員連絡会	社協事業の課題解決のため、また県内社協の連携強化を目的とし、定期的に開催される連絡会に参加します。	毎年、業務に支障がない限り積極的に職員が参加していました。令和2年度・令和3年度は東温市社協が開催担当予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できませんでした。	充実	今後も継続して実施します。
			重信川流域4市町社協連携会議	伊予市、松前町、砥部町、東温市の4市町社協内で災害時に相互応援を行います。	協定書の締結に向け、担当者会議を行っています。	継続	砥部町社協を事務局として、協定締結に向け活動中です。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

(1)健康づくり・生きがいがづくりの推進	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①健康づくりの促進	(ア)健康分野に関する講座の開催や、健康寿命を延ばすことを目的とした運動教室、健康教室など関連イベントの情報配信を充実します。	健康推進課	健康診査・がん検診事業 新たなステージがん検診事業 特定健診・保健指導事業	生活習慣病予防やがんの早期発見、早期治療による健康の保持増進のため、各種健診やがん検診事業を展開し、国の制度にのっとり未受診者への個別通知、訪問等による受診勧奨を行います。	検診機関でのドック健診の導入、Webやコールセンターでの健診予約の導入、受付時間の予約制を取り入れ、受診環境の整備に取り組んでいます。また、ナッジ理論（行動経済学上）対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する手法）を活用した受診勧奨を行い受診率向上に努めています。事業の実施にあたり新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じています。	継続	受診率の目標値達成を目指します。 (令和5年度までに特定健診41%、令和6年度までに胃、肺、大腸がん40%、子宮がん60%、乳がん65%) また受診環境の整備に努め、受診に関する周知啓発を行います。
		健康推進課	健康教育事業	健診（検診）後の健康教育事業では、糖尿病予防教室、筋力アップ教室、いきいき健康講座等を実施。平成29年度には、愛媛大学と連携し、筋力アップを目的とした市独自の「TOONサーキットトレーニング」を作成し、機会をとらえ周知を行っています。	教室の周知について、広報、ホームページのほか、地区への周知を衛生委員に依頼しています。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講人数の上限を設け、感染予防対策を講じて教室を開催しています。	継続	引き続き、市民のニーズを考慮した講座等の企画を行うとともに、健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。
		健康推進課	自主運動グループに対する支援 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業)	各地区の自主運動グループに介入し、フレイル予防につながる高齢者の低栄養、口腔、運動等に関する支援を行い、高齢者の特性を踏まえ、必要に応じて関係機関につなげます。	令和3年度より市内の17グループのうち5グループに対して事業を実施しています。1グループに対して年3回、フレイル予防に関する低栄養、口腔、運動についての支援を行っています。	継続	令和3年度からの取り組みであり、事業の取り組みや実績等を踏まえ、事業内容について検討を行い、より効果的な支援につなげます。
		社会福祉協議会(地域)	運動指導事業(市長寿介護課委託事業)	生活習慣病や要介護状態になることを予防するとともに、運動の必要性・楽しさを理解し継続して運動をしてもらうことを目的として実施します。	年間通して介護予防運動指導80回、プール使用型運動指導90回、短期集中運動講座28回実施し、延べ134名の方が参加しています。	継続	今後も例年通り実施できるように体制を整えます。 また、介護予防運動指導を修了した方には、今後、ご自身の地区で自主運動の立ち上げ・推進にご尽力いただけるように働きかけます。
	(イ)個人のライフステージごとの健康づくりを総合的に支援する環境整備に努めます。	健康推進課	健康づくり推進協議会(母子・老成人部会) 食育推進会議	生涯健康づくりの基本となる「東温市健康増進計画」の推進をより効果的・効率的なものとするためには、市民の自主的な健康管理意識をさらに高める必要があり、個人・地域・組織での取り組みを継続して支援します。 平成30年度は第3次食育推進計画策定年次	東温市健康増進計画は令和元年度に中間評価を実施しました。東温市食育推進計画は平成30年度に第3次計画を策定しました。それぞれの計画の推進に努めており、健康増進計画は令和6年度、食育推進計画は令和5年度に最終評価を行い次期計画を策定する予定です。	継続	国や県の各計画や市の上位計画を勘案して市の健康づくりや食育推進の現状を踏まえて各計画を策定予定です。
②スポーツ・レクリエーション機会の充実	従来のスポーツ・レクリエーション機会をより充実させ、市民のニーズに応じた新しい健康づくりの企画開発に努めます。	生涯学習課	社会体育事業(各種大会)	市民の親睦と融和を図ることを目的とし、各種スポーツ大会を開催しています。各種事業名は次のとおりです。 バレーボール大会・ソフトボール大会・三世代交流スポーツ大会・市民健康マラソン大会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は全ての大会が中止となり、令和3年度も開催が難しい状況です。 また、市民大運動会事業廃止に伴う、代替大会開催について検討する必要があります。	改善	市民大運動会代替大会について、地域に負担がかからず、また、コロナ禍においても実施しやすい競技を選定します。
		地域活力創出課	とうおんゆったりサイクリング・ファミフェス事業、とうおん健康医療創生事業	さくらの湯観光物産センターを拠点に、市内の中小零細企業者や交流市町と連携し、特色ある観光物産イベントを開催します。 愛媛大学医学部と連携し、ものづくり産業の創生及びヘルス産業の創生を目的に様々な事業に取り組みます。	コロナ禍における新たな生活様式を取り入れたイベント方式を模索し実施しています。 中小零細企業における健康をテーマにした取組事業に着手しています。	継続	V字回復に向けた集客力の強いイベント内容とする必要があります。 令和4年度に愛媛大学地域協働センターが整備されることにより連携の強化を図ります。
		社会福祉協議会(地域)	エコツーリズム促進事業	自主運動活動の推進、支援(市長寿介護課委託事業)	地域で住民が気軽に集まって自主的に運動が行えるよう運動方法を指導します。	エコツーリズム促進事業は令和元年度に終了し、令和2年度以降はとうおんツーリズム促進事業として観光バスツアーに係る助成を行っています。	終了
社会福祉協議会(地域)	自主運動活動の推進、支援(市長寿介護課委託事業)	自主運動活動の推進、支援(市長寿介護課委託事業)	市内17の自主運動グループが活動しています。	継続	自主運動がない地区の立ち上げの推進、支援を行い、新たに1グループの立ち上げを目指します。		

(1) 健康づくり・生きがいがづくりの推進	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
③地域や社会参画の機会創出	高齢者や障がいのある人が、身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動、有償ボランティア、就労を行うことで、コミュニケーションの活性化、閉じこもり防止、健康の維持増進が図れるよう支援します。	社会福祉課	地域施設交流事業の促進	各施設が実施する地域住民とのふれあいイベントの周知を図り、参加を促進します。	コロナ禍による施設利用の制限、イベントの中止等で地域交流の場所や機会が激減し、十分な活動ができていません。	改善	感染症対策を講じたイベントのあり方を検討していきます。活動している人や始めたい人の相談や情報交換の場を充実させます。
		長寿介護課	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター、協議体を設置し、資源開発・ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行います。また、就労活動支援コーディネーターを配置し、就労活動を頼みたい企業等と就労活動をした団体等のマッチングを行い、役割がある形での高齢者の社会参加を促進します。	市内全域（第1層）と中学校区単位（第2層）に生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、助け合いの意識の普及及び助け合い活動の創出に向けて活動しています。令和3年度から就労活動支援コーディネーターを配置し、関係団体を訪問するなど、関係づくりと情報収集を行っています。	充実	今後は具体的な活動創出、マッチングに向けて取り組みを推進する必要があります。
		社会福祉協議会（地域）	東温市シルバー人材センター	概ね60歳以上の高齢者が仕事を通じて、自らの生きがいがづくり、社会参加の増進を図ることを目的とするシルバー人材センター事業を支援します。	定年後の継続雇用や定年引上げ等の高齢者雇用制度の充実により、新規入会者は減少し、退会者が入会者を上回り、会員数の減少が続いています。令和3年6月現在、会員数は169人（男128人、女41人）で、前年度と比べ、男11人、女2人計13人の減となっています。会員はシルバー事業を推進していくうえで根幹をなすものであり、会員増強は喫緊の課題となっています。また、受託事業費も年々減少し、シルバーを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。令和元年度から労働者派遣事業を開始し、就業機会の確保及び提供を図りましたが、事業費の増加には至りませんでした。会員増強と就業機会の拡大は両輪で取り組むものであり、会員募集やシルバー事業を紹介する情報発信手段を整備する必要があります。	充実	少子高齢化と慢性的な人手不足を解消するため、高齢者の労働力としての拡大が強く求められており、就業を通じて高齢者の福祉増進に資するシルバー人材センター事業の重要性とセンターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっています。自主・自立・共働・共助の基本理念のもと、多様化する発注者のニーズに応えられる体制づくりを図りながら、効率的かつ健全な事業推進に取り組みます。①効率的な組織運営に努め、財政運営の安定・充実を図ります。②会員特に女性会員の増強を図るとともに就業機会の拡大を推進します。③安全・適正就業を推進します。④ホームページを開設し、シルバー事業や活動状況等の情報発信を積極的に行います。
(2) 権利擁護、生活困難者への支援	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①成年後見制度や権利擁護の啓発	(ア) 成年後見制度の理解が進むよう、啓発・普及を行います。	社会福祉課	成年後見制度利用支援（地域生活支援事業）	精神上の障がいにより、判断能力に問題のある方に対して、成年後見制度の利用を支援します。制度利用の費用負担が困難な場合は、助成することができます。	利用件数が少なく、制度があまり知られていません。	改善	相談の機会を捉える等、さらに制度の周知を図っていきます。
		長寿介護課	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方に、その費用を助成することで成年後見制度の利用を促進します。	令和2年度は市長申立を5件行いました。また、後見報酬の支払いが困難な方に対して助成を4件行いました。	継続	今後も成年後見制度の活用が必要な人や費用負担が困難な人が増えることが予測されるため、適切な運用を行う必要があります。
		社会福祉協議会（地域）	法人後見事業（成年後見制度）	精神上の障がいにより、判断能力に問題のある方に対して、生活、療養看護及び財産の管理を行い、尊厳のある生活が営めるよう支援します。	現在後見：6名、補助：2名を受任しています。そのうち、精神：3名、知的：5名となっています。新規として、令和2年度に2名（ともに後見・知的）を受任しています。	継続	今後も利用者が安心して生活を送れるように、引き続き支援を行っています。
	(イ) 地域包括支援センター・基幹相談支援センターが行っている高齢者、障がい者などへの権利擁護の取り組みについて周知を図り、各機関の連携を深め、総合的な相談の受入れ機能を強化します。	社会福祉課	基幹相談支援センター事業（委託） 民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等による相談体制	地域の身近な相談窓口として、民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等による相談体制の充実を図ります。また、障がいのある人や家族からの総合的な相談のほか、虐待の防止や権利擁護などの役割を担う基幹相談支援センターが相談支援の拠点として支援しています。	基幹相談支援センターが拠点となり、専門的な相談支援を実施しています。	継続	相談機関の取り組みについて、さらに周知啓発を進めていきます。
		長寿介護課	権利擁護事業	困難事例への対応や消費者被害の防止等取り組みを行います。	令和2年度は、成年後見制度に関する相談42件、虐待に関する相談82件、消費者被害に関する相談7件の対応を行いました。また、講演会や消費者被害に関する関係者への情報提供等を行っています。	継続	今後も権利擁護に関する相談受付、普及啓発、情報提供・注意喚起等を行います。
		社会福祉協議会（地域）	福祉サービス利用援助事業（愛媛県社会福祉協議会委託事業）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について不安な方に対し、サービス利用、預貯金の出し入れ、公共料金の支払い、印鑑や通帳保管等の支援をします。	現在精神：7名、知的：4名、認知：1名、その他：1名、合計で13名契約しており、令和2年度は支援・相談件数が713件でした。	継続	今後も利用者が安心して生活を送れるように、引き続き必要な支援を行っています。

(2) 権利擁護、生活困難者への支援	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
②虐待防止体制の整備	高齢者、障がい者、児童に対する虐待を早期に発見し、早期に対応できるよう関係機関の連携を強化します。	社会福祉課	基幹相談支援センター事業（委託）	東温市障がい者虐待防止センターと協力しながら適切な対応を図り、障がい者相談支援事業所等と連携した取り組みを推進します。	住民からの通報や情報提供等があった場合は、事実関係を調査のうえ関係機関と連携し対応しています。	充実	潜在的虐待ケースは把握が難しいため、困難ケースに対応できる職員の資質向上を図ります。
		保育幼稚園課	要保護児童対策地域協議会	虐待等要保護児童の早期発見、保護及びその家族への適切な支援を図ります。	本人からの相談や関係機関からの情報により、面談を行い支援方法を提案していききました。新型コロナウイルス感染症の影響により、会の開催を縮小しました。	充実	相談件数の増加や相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携を強化していきます。
		長寿介護課	権利擁護事業	関係機関と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	令和2年度は虐待に関する相談延べ82件の対応を行い、関係者に対する教室を開催しました。	充実	今後は早期発見、早期対応に向けてリスクのチェックシートや、相談受付票の整備も行っていきます。
		社会福祉協議会（包括）	地域包括支援センター（虐待相談）（市長寿介護課委託事業）	高齢者に対する虐待の相談、通報の窓口と虐待に関する情報の周知を行います。	老後の安心教室（令和元年度2回・令和2年度3回）を開催し同時に地域住民に向けて成年後見制度の周知・説明を行いました。	継続	今後も例年通りの開催を目標に、虐待の相談がしやすい環境づくりの構築と虐待の早期発見および対応の充実を図っていきます。
		社会福祉協議会（基幹）	基幹相談支援センター（虐待相談）（市社会福祉課委託事業）	障がい者に対する虐待の相談、通報の窓口と虐待に関する情報の周知を行います。	保護者や利用者から相談を受け、関係機関と連携し対応しました。どのケースも改善しています。	継続	今後も周知を行います。また、毎年虐待防止の研修会を開催します。
③生活困窮者への支援等の推進	(ア)生活保護制度と生活困窮者支援制度の重層的なセーフティネットの周知、活用を推進します。	社会福祉課	①生活保護費支給業務 ②生活困窮者自立相談支援事業（社協委託） ③被保護者就労支援事業（社協委託） ④生活困窮者等就労準備支援事業（社協委託） ⑤生活困窮者等家計改善支援事業（社協委託） ⑥住居確保給付金支給事業	①生活保護費支給業務 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護し、自立を助長します。 ②生活困窮者自立相談支援事業 生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人が生活保護に陥らないよう、その前の段階で自立できるように、専門の支援員が相談に応じ、支援します。 ③被保護者就労支援事業 生活保護受給者への就労支援を行います。 ④生活困窮者等就労準備支援事業 就労困難者及び被保護者に対し、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から行います。 ⑤生活困窮者等家計改善支援事業 家計に問題を抱える生活困窮者及び被保護者に対し、家計管理の意欲を引き出すための助言・指導等を行います。 ⑥住居確保給付金支給事業 経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対し、住居確保給付金を支給します。	生活保護費支給業務について、被保護者数は平成28年度から年々増加しており、令和2年度からケースワーカーを3名から4名に増員して適切に対応しています。生活困窮者自立相談支援事業等については、令和2年度から生活困窮者等就労準備支援事業、生活困窮者等家計改善支援事業を加えて実施することにより、生活困窮者等に対し、自立に関する相談支援を包括的に実施できる体制となっていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援事業の新規相談件数は274件で前年比の3倍近くに増加しています。また、これまで実績がなかった住居確保給付金を令和2年度に8件支給しました。	継続	生活困窮者には新型コロナウイルス対策事業として、各種給付金や特例緊急貸付等が実施され一定の効果をj得ていると推察されますが、必要な方には、確実に生活保護が適用されるよう努めます。
		社会福祉課	①生活困窮者自立相談支援事業（社協委託） ②被保護者就労支援事業（社協委託） ③生活困窮者等就労準備支援事業（社協委託） ④生活困窮者等家計改善支援事業（社協委託） ⑤住居確保給付金支給事業	生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人が生活保護に陥らないよう、その前の段階で自立できるように、専門の支援員が相談に応じ、支援します。また、就労準備支援、家計改善支援を実施します。被保護者へは就労支援、就労準備支援、家計改善支援を実施します。 経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対し、住居確保給付金を支給します。	生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援しています。自立相談支援事業の新規相談件数は274件で前年比の3倍近くに増加しています。被保護者の自立の促進を図るため、就労に関する支援等や家計管理に関する支援等を行っています。住居確保給付金を支給しました。	継続	事業実施を推進するためには、適切な体制整備が必要です。
	社会福祉協議会（地域）	くらしの相談支援室（市社会福祉課委託事業）	生活困窮者に対する相談対応、就労等の支援を行います。	関係機関と連携し幅広い視点から相談者個々の状況に合わせた支援を行います。住民に広く利用いただけるよう新しい地域福祉事業の企画を行い、窓口情報の周知に力を入れています。また、開所時間内の来所が困難な方に対しては夜間や休日対応を行うなど、ニーズに合わせて対応しています。	継続	経済的課題などを抱える、他制度の支援が利用できない方を中心に相談対応します。介護、障がい、就労、法的支援などの関係機関と連携し、相談者の生活の自立に向けた支援を行っていきます。	

(3) 防災・防犯体制の充実	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
【重点的な取組】 ①避難行動要支援者支援体制の充実と福祉避難所の整備	(ア)災害時等に自ら避難することが困難な避難行動要支援者が迅速に避難できるよう支援します。	社会福祉課	セーフティネットワーク事業（社協委託）	避難行動要支援者名簿登録者の個別避難計画の策定や地域の共助力の向上に関する事業を行います。	避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、自治会、民生委員及び福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成を進めるとともに、福祉避難所の指定促進や資器材整備を進めました。令和3年度の災害対策基本法及び取組指針等の改正をうけ、今後は「作成の優先度が高いと市町村が判断した者」から市主体で計画作成に取り組むことや、福祉避難所への直接避難について検討していく必要があります。	継続	他部署と協議しながら、本市における個別避難計画の「作成の優先度が高い者」の範囲を決め、計画作成の目標値を定め、市主体で作成に取り組めます。一方で、本人又は地域による計画作成も併せて進め、地域全体の共助体制の向上を図ります。また、福祉避難所への直接避難を可能にするため、協定先施設と協議を重ねます。
		社会福祉協議会（地域）	セーフティネットワーク事業（市社会福祉課委託事業）	災害時に自力避難が困難な高齢者、障がい者（児）のうち、同意があった方を対象に、避難行動要支援者台帳を作り、個別避難計画の作成、管理を行います。	令和3年5月時点で、避難行動要支援者全体4,258名のうち、個別避難計画の作成者が1,398名であり、計画作成率は32.8%です。広報誌及びサロンでの啓発や、相談支援事業所及び居宅介護支援事業所との連携により、計画の作成を推進しています。	充実	令和3年度の災害対策基本法及び取組指針等の改正により、今後は「作成の優先度が高いと市町村が判断した者」から、市が主体となって計画を作成していく必要があるため、「作成の優先度が高い者」の範囲について市と協議し、計画作成の目標値を定め、実効性の高い計画作成に取り組めます。
	(イ)災害時等に特別に配慮が必要な高齢者や障がいのある人、乳幼児をもつ家族など、個々に応じた適切な対応が取れる福祉避難所の指定や体制の整備を推進します。	社会福祉課	防災訓練に併せた福祉避難所設置運営訓練	災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、訓練実施区域内の協定締結法人と協力し、福祉避難所の設置運営訓練を行います。	平成28年度から令和元年度まで、計6施設で実施しました。	継続	設置運営訓練を実施し、福祉避難所設置・運営マニュアルの内容の検証、改定を行います。
	危機管理課	東温市総合防災訓練	災害発生時の住民の避難行動を想定した訓練を行います。	平成28年度から令和元年度は市内の小学校1校を中心に行いました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度へ延期しました。	継続	災害時に適切な対応が取れるように継続して行っています。	
②自主防災力の向上	自主防災組織の活動を支援し、自主防災力の向上を図ります。	危機管理課	自主防災組織育成事業	組織が行う地域防災活動や防災備蓄品、防災資器材の購入に係る経費の一部を助成します。また、防災士を育成するため、資格取得に必要な経費を助成します。	年間を通じて随時、地元区からの補助事業の申請が提出されています。また、毎年20人を目標に防災士取得の支援を行っています。	継続	引き続き実施し、自主防災力の向上に努めます。
社会福祉協議会（地域）		災害ボランティアセンター設置・運営事業	大規模な災害が発生した場合において、市内外からのボランティアの受け入れ等を行います。	災害備品の充実と管理を行っています。訓練等の実施は行っていません。	充実	災害ボランティアセンター設置訓練の実施について検討していきます。	
③緊急通報体制の整備	ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与するとともに、近隣住民の方や民生委員との連絡体制を整え、緊急時に備えます。	長寿介護課	緊急通報体制整備事業	在宅の75歳以上の高齢者に緊急通報装置を貸与することにより、緊急時の連絡手段を確保し、安否確認も行います。	令和2年度は延べ1,318人利用があり、緊急通報の対応・出勤は28件ありました。	継続	今後も継続して事業を実施し、独居高齢者の安全を確保する必要があります。
社会福祉協議会（包括）		独居高齢者緊急通報装置貸与事業	市役所が実施している独居高齢者の緊急時の連絡用装置の貸与事業の周知を行います。	独居高齢者の状況を把握しながら、緊急時の連絡用装置の貸与事業の周知・手続きの支援を行いました。	継続	引き続き申請の手続き支援を継続して生活環境の把握に努めていきます。	
④地域の防犯体制の整備	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、警察や地域団体と連携して、地域における防犯・見守り活動を推進します。	危機管理課	地区防犯灯設置補助事業	防災対策として防犯灯の新規設置または蛍光灯からLEDへの更新等を行う地区に対して、その工事に係る費用の一部を助成します。	年間を通じて随時、地元区から補助事業の申請が提出されており、防犯対策につながっています。	継続	引き続き実施し、防犯対策につなげていきます。
社会福祉協議会（包括）		特殊詐欺事件等の周知	市や警察から情報提供のあった特殊詐欺、消費者被害の案件について、住民や介護・福祉事業所に周知します。	市や警察から情報提供のあった特殊詐欺、消費者被害の案件について、住民や民生児童委員・介護・福祉事業所にメールや連絡会などで周知しました。	継続	情報の迅速な対応により、特殊詐欺事件等の防止に努めます。	

(4) 生活環境の整備	主な取組	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価(※)	今後の対応や改善点等
①公共交通機関の充実	既存の鉄道やバス路線を維持し、本市に合った地域公共交通体系の構築等により、市内の交通手段の利便性向上に努めます。	都市整備課	生活交通バス路線運行事業等補助、地域公共交通活性化事業	①生活交通バス路線利用助成：路線バスの運行を維持・確保するため、運行事業者に赤字路線の運行経費の一部を助成します。 ②予約制乗合タクシー運行事業：路線バスが廃止された上林地区を中心に代替交通として運行している予約制乗合タクシーの運行事業者に運行費用の一部を助成します。 ③山之内地区タクシー利用助成：麓地区の住民が木地～市役所間でタクシーを利用した場合に料金の一部を助成します。 ④山之内地区路線バス利用助成：麓地区を除く山之内の住民が木地～市役所間で路線バスを利用した場合に料金の一部を助成します。 ⑤地域公共交通会議の開催：市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議します。	過疎化に加えて新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者は顕著に減少しております。公共交通機関の存続は危機的状況下であり、市民の足となる公共交通機関の維持は、抜本的な見直しを迫られています。	改善	今後は、市民と事業者と行政とが手を携え、共に協力していく必要があります。現行の施策に加え、新しく策定した計画を元に、新たな事業を実施していきます。
②外出支援の充実	手話奉仕員養成研修の推進や、要約筆記者の同行援助、高齢者への移動支援等の充実を図ります。	社会福祉課	手話奉仕員養成研修事業、手話奉仕員基礎フォローアップ研修事業、意思疎通支援事業	手話奉仕員養成講座、手話フォローアップ研修事業を実施し、手話技術の定着とレベルアップを図ります。また、手話通訳者等の派遣により、聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図ります。	手話奉仕員養成講座修了者は累計56名、手話フォローアップ研修修了者は累計35名となっています。手話通訳者等の派遣についても、聴覚障がい者等の必要に応じた派遣を行っています。	継続	講座・制度の周知を更に図っていきます。
		社会福祉協議会（在宅）	移動支援事業 同行援護事業	障がいにより移動が困難なために社会生活上の必要な活動が制限される方に対して、ガイドヘルパーを派遣します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、自粛傾向でしたが、徐々に件数も増加しています。様々な環境の変化によって業務内容が異なるため、サービスが継続する限りは介護等に関する知識及び技術の向上が必要です。	継続	障がいにより移動が困難な方に対し支援を継続します。安心、安全な支援が提供できるように事業所内でテーマを設けてヘルパー会での研修等を行い資質の向上に努めます。
③交通安全意識の向上	セーフティーアドバイザーによる高齢者世帯への交通安全指導や、ドライバーの交通マナー向上に努めます。	危機管理課	高齢者世帯交通安全指導事業	セーフティーアドバイザーが高齢者世帯を訪問し、高齢者それぞれに合わせた具体的な交通安全指導を行います。また、交通に関するアンケートやグッズの配布を行い、交通事故防止の啓発に努めます。	令和2年度はコロナ禍で訪問出来ない期間がありましたが、年間を通じて高齢者世帯への訪問を実施し、交通安全等指導に努めています。	継続	引き続き実施し、高齢者世帯の交通安全の啓発を行います。
④バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進	(ア)市内の公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。	都市整備課	公園については、右記のとおり平成28年度実施済で、今後は、トイレ等の修繕の際に洋式化や手摺の設置等を検討する程度のため、具体的な事業名はありません。	えひめ国体開催に伴い総合公園内のトイレを洋式化し、ベビーチェア、ベビーベッド及び手摺を設置しています。管理棟多目的トイレをオストメイト対応トイレに変更しています。	トイレの洋式化を令和4年度から実施予定です。	継続	利用者数の多い公園などから洋式化実施予定です。
	(イ)個人差や国籍等に関わらず、全ての人を対象として、多くの人に分かりやすく、利用しやすい標識の設置や建物、空間の整備等によるユニバーサルデザイン化を推進します。	財政課	庁舎：オストメイト対応トイレ（ベビーチェア、ベビーベッド）、授乳室 全般：視覚障がい者向け点字ブロック、自動販売機、車椅子対応エレベーター、車椅子利用者用駐車スペース	庁舎：オストメイト対応トイレ（ベビーチェア、ベビーベッド）、授乳室を設置しています。 全般：視覚障がい者向け点字ブロック、自動販売機、車椅子対応エレベーター、車椅子利用者用駐車スペースを設置しています。	概ね不具合も無く、活用しています。視覚障がい者向け点字ブロックについては、接着が弱まっている箇所があります。	継続	点字ブロックの接着等、修繕の必要がある箇所について随時修繕を行います。
		社会福祉協議会（地域）	福祉教育事業	ハード、ソフト両面のバリアフリー化やユニバーサルデザインについて児童生徒に啓発をします。	小学校の総合的な学習の時間において、福祉の講話の際には、ユニバーサルデザイン等の説明を含めています。年間5校程度の訪問を継続中です。	継続	学校からの要望に対応できるよう、専門職の派遣を積極的に行っていきます。

【総事業数】169事業

継続 118
 充実 28
 改善 19
 縮小 1
 未実施 0
 終了 3